

再エネ海域利用法第8条第1項第2号「航路等への影響」に関する要望事項

(1) 風力発電設備の視認性

- (i) 「航路標識の設置及び管理に関するガイドライン（令和3年11月1日改訂）」に基づき、施設灯の設置や施設塗装を行い、必要に応じてレーダービーコンやAIS信号所等を設置すること。
- (ii) レーダー映像への影響の検証（大型風力発電施設群における多重反射、偽像の発生等）を行うこと。

(2) 風力発電設備と航路との隔離距離

- (i) 操船の為の十分な隔離距離を確保すること。

(3) 海底ケーブル敷設に当たっての留意事項

- (i) 船舶の錨泊地に留意すること。

(4) 船舶航行の留意事項

- (i) 悪天候、視界不良時の航行の安全を確保すること。（上記（1）を含む）
- (ii) 風力発電施設群（支柱の太さによる視認性障害）に出入する小型船舶（CTV船等）・漁船への注意喚起を行うこと。

(5) 港湾付近の留意事項

- (i) 防波堤開口部付近に設置する場合は、船舶からの視界を確保する必要があるため、視界を妨げないような風力発電設備の配置に留意すること。

(6) 地元海上保安部からの船舶航行安全情報等の提供